

株 主 各 位

埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1-602-1

株式会社 **しまむら**代表取締役 高橋 維一郎
社長執行役員

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト等に掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社企業情報サイト

<https://www.shimamura.gr.jp/ir/stock/>

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8227/teiji/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイト等のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「**しまむら**」または「コード」に当社証券コード「8227」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年5月15日（木曜日）午後5時45分まで**に議決権を行使してくださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月16日（金曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 7 番地 5
ソニックシティ パレスホテル大宮 4 階「ローズルーム」
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第72期（自 2024年2月21日 至 2025年2月20日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期（自 2024年2月21日 至 2025年2月20日）計算書類報告の件

決 議 事 項

<会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

<株主提案（第3号議案から第4号議案まで）>

第3号議案 剰余金処分の件

第4号議案 自己株式取得の件

第3号議案と第4号議案は株主提案です。各議案の内容は、後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりですが、**当社取締役会としては株主提案（第3号議案と第4号議案）に反対しております。**

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) ご返送いただいた議決権行使書において各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案には賛、株主提案には否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

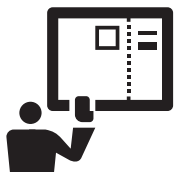
- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。また、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.shimamura.gr.jp/>）に掲載いたします。

本株主総会当日の報告事項等の報告の様子は、後日、以下の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.shimamura.gr.jp/ir/stock/>）から動画をご視聴いただけます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年5月16日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年5月15日（木曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

4頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年5月15日（木曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 3000株 会社名

御中

××××年 ×月××日

会社提案

第1号議案	第2号議案
賛	賛
否	否

株主提案

第3号議案	第4号議案
賛	賛
否	否

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

インターネット投票
議決権行使書
ダウンロード
印刷

見本

○○○○○○○

第1号議案と第2号議案は会社提案（当社取締役会からご提案させていただく議案）です。

第3号議案と第4号議案は株主提案（一部の株主様からご提案された議案）です。
当社取締役会は、これらの議案に反対しております。
詳細は、11頁から12頁をご参照ください。

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

- 賛成する場合：「賛」の欄に○印
- 反対する場合：「否」の欄に○印

記入例

会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合

会社提案	
第1号議案	第2号議案 (下の候補者を除く)
賛	賛
否	否

株主提案	
第3号議案	第4号議案
賛	賛
否	否

当社取締役会の意見にご賛同いただける場合、株主提案（第3号議案と第4号議案）には「否」の○印をご表示ください。

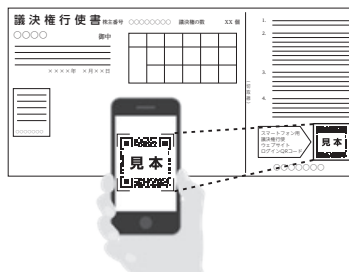
インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回**に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが
PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の
「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再
度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ
移行できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

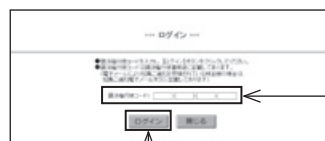
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

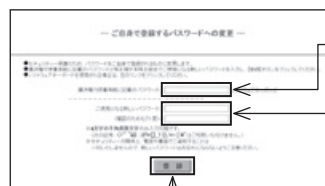
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

会社提案（第1号議案から第2号議案まで）

<会社提案>

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第72期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金105円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は7,717,884,615円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月19日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 27,000,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 27,000,000,000円

<会社提案>

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	属 性	現在の当社に おける地位	取締役 在任年数	取締役会出席状況 (2024年度)
1	鈴木 誠	再任	代表取締役	6年	17回／17回
2	高橋 維一郎	再任	代表取締役	6年	17回／17回
3	中平 貴士	再任	取締役	3年	17回／17回
4	辻口 芳輝	再任	取締役	2年	17回／17回
5	上田 肇	再任	取締役	2年	17回／17回
6	松井 珠江	再任 社外 独立役員	社外取締役	10年	17回／17回
7	鈴木 豊	再任 社外 独立役員	社外取締役	7年	17回／17回
8	室久保 貞一	再任 社外 独立役員	社外取締役	3年	17回／17回

1	すずき まこと 鈴木 誠 (1965年 6月22日生)	所有する当社株式の数 6,200株
再任	【略歴並びに当社における地位及び担当】 1989年 3月 当社入社 2004年11月 当社物流部長 2011年 5月 当社取締役 貿易部・物流部・商品管理部・店舗管理部統括 2014年 2月 当社物流部・システム開発部・貿易部統括 2015年 3月 当社物流部・システム開発部統括 2015年 5月 当社執行役員 2018年 2月 当社執行役員企画室長 2019年 5月 当社取締役執行役員 2020年 2月 当社代表取締役社長執行役員 2020年 5月 思夢樂股份有限公司董事(現任) 2025年 2月 当社代表取締役会長執行役員(現任)	
	■重要な兼職の状況 思夢樂股份有限公司 董事	
	■取締役候補者とした理由 鈴木誠氏は、2020年2月に当社代表取締役社長執行役員に就任して以来、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割・責務を適切に果たすとともに、2025年2月から代表取締役会長執行役員を務めております。今後も当社の持続的な企業価値の更なる向上のために適任と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	

2	たかはし い い ち ろ う 高橋 維一郎 (1974年 8月25日生)	所有する当社株式の数 1,700株
再任	【略歴並びに当社における地位及び担当】 1999年 3月 当社入社 2013年 3月 当社しまむら店舗 8 部長 2014年 2月 当社しまむら商品 3 部長 2018年 2月 当社しまむら販売企画部長 2019年 2月 当社執行役員 物流部・貿易部・システム部統括 2019年 5月 当社取締役執行役員 2020年 2月 当社しまむら商品部・販売企画部・ 広告宣伝部・市場調査部統括 2021年 2月 思夢樂股份有限公司董事（現任） 2022年 2月 当社取締役上席執行役員 2025年 2月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	
	■重要な兼職の状況 思夢樂股份有限公司 董事	
	■取締役候補者とした理由 高橋維一郎氏は、2019年5月に当社取締役に就任して以来、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割・責務を適切に果たすとともに、2025年2月から代表取締役社長執行役員として取締役会議長を務めております。今後も当社の持続的な企業価値の更なる向上のために適任と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	

3	なかひら たかし 中平 貴士 (1970年12月1日生) 所有する当社株式の数 2,000株
再任	【略歴並びに当社における地位及び担当】 1994年 3月 当社入社 2014年 2月 当社しまむら商品2部長 2017年 8月 当社開発1部長 2018年 8月 当社しまむら商品1部長 2021年 2月 当社執行役員 アベイル事業担当 2022年 5月 当社取締役執行役員 アベイル事業担当 2025年 2月 当社取締役上席執行役員 しまむら商品部・販売企画部・広告宣 伝部・市場調査部統括（現任） ■重要な兼職の状況 — ■取締役候補者とした理由 中平貴士氏は、2022年5月に当社取締役に就任し、それまでの経験と知見を活かしつつ当社の経営を担うと共にしまむら事業の商品部・販売企画部・広告宣伝部・市場調査部を担当しております。 今後も当社の持続的な企業価値の更なる向上のために適任と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

4	つじぐち よしてる 辻口 芳輝 (1970年7月17日生) 所有する当社株式の数 2,080株
再任	【略歴並びに当社における地位及び担当】 1994年 3月 当社入社 2009年 3月 当社バースデイ商品1部長 2016年 2月 当社サンプル運営部長 2016年 8月 当社サンプル商品部長 2021年 2月 当社執行役員 サンプル事業担当 2023年 5月 当社取締役執行役員 サンプル事業担当 2024年 2月 当社取締役執行役員 企画室長 2025年 2月 当社取締役執行役員 広報室・経営企画室統括（現任） ■重要な兼職の状況 — ■取締役候補者とした理由 辻口芳輝氏は、2023年5月に当社取締役に就任し、それまでの経験と知見を活かしつつ当社の経営を担うと共に広報室・経営企画室を担当しております。 今後も当社の持続的な企業価値の更なる向上のために適任と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

5	う え だ 上田 は じ め 肇 (1971年10月19日生) 所有する当社株式の数 2,280株
再任	【略歴並びに当社における地位及び担当】 1995年 3月 当社入社 2011年 9月 当社バースデイ商品2部長 2017年 2月 当社しまむら店舗7部長 2018年 8月 当社しまむら商品6部長 2021年 2月 当社執行役員 バースデイ事業担当 2023年 5月 当社取締役執行役員 バースデイ事業担当 2025年 2月 当社取締役執行役員 アベイル事業担当（現任） ■重要な兼職の状況 — ■取締役候補者とした理由 上田肇氏は、2023年5月に当社取締役に就任し、それまでの経験と知見を活かしつつ当社の経営を担うと共にアベイル事業を担当しております。 今後も当社の持続的な企業価値の更なる向上のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。

6	ま つ い 松井 た ま え 珠江 (1946年 8月14日生) 所有する当社株式の数 200株
再任 社外 独立役員	【略歴並びに当社における地位及び担当】 1983年 9月 株式会社西友シューズ入社 1986年 3月 株式会社西友へ転籍 2001年 5月 同社執行役員環境推進室長 2003年 3月 同社執行役人財部 S V P 2008年 5月 同社退職 2010年10月 株式会社松井オフィス取締役副社長 （現任） 2015年 5月 当社社外取締役（現任） ■重要な兼職の状況 株式会社松井オフィス 取締役副社長 ■社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要 松井珠江氏は、長期にわたり小売業の人事政策、福利厚生、社会・環境サステナビリティ分野で活躍された豊富な知識と幅広い見識を有しており、当社の人事政策面においてその経験に基づいた助言により当社の経営の強化及びコーポレート・ガバナンスの向上に活かせると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。 同氏には、指名・報酬委員、経営計画策定委員として当社の役員候補者案や役員報酬案等の決定、長期・中期経営計画及び年度経営計画の策定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくことを期待しております。

7	すずき 鈴木 豊 (1949年12月6日生)	所有する当社株式の数 200株
再任	[略歴並びに当社における地位及び担当]	
社外	1973年 3月 キューピー株式会社入社	2013年11月 株式会社山城経営研究所 代表取締役社長
独立役員	2001年 2月 同社取締役	2018年 5月 当社社外取締役（現任）
	2003年 2月 同社常務取締役	2019年11月 株式会社山城経営研究所相談役
	2004年 2月 同社代表取締役社長	2020年 9月 同社退職
	2011年 3月 同社相談役	
	2013年 3月 同社相談役退任	
	■重要な兼職の状況 —	
	■社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要 鈴木豊氏は、企業経営者として培われた豊富な知識と幅広い見識を当社の経営の強化及びコーポレート・ガバナンスの向上に活かせると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。 同氏には、指名・報酬委員、経営計画策定委員として当社の役員候補者案や役員報酬案等の決定、長期・中期経営計画及び年度経営計画の策定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくことを期待しております。	

8	おろくぼ てい い ち 室久保 貞一 (1954年12月2日生)	所有する当社株式の数 一株
再任	[略歴並びに当社における地位及び担当]	
社外	1978年 4月 株式会社埼玉銀行（現：株式会社埼玉りそな銀行）入行	2007年 6月 同行 退職 埼玉経済同友会専務理事
独立役員	2001年 7月 株式会社あさひ銀行（現：株式会社埼玉りそな銀行）さいたま営業部長	2021年 6月 同会シニアアドバイザー（非常勤）（現任） 2021年 7月 大栄不動産株式会社顧問（現任）
	2003年10月 株式会社埼玉りそな銀行公共法人部長	2022年 5月 当社社外取締役（現任）
	2004年10月 同行熊谷支店長	2023年 6月 ポーライト株式会社監査役（社外）（現任）
	■重要な兼職の状況 埼玉経済同友会 シニアアドバイザー（非常勤） 大栄不動産株式会社 顧問 ポーライト株式会社 監査役（社外）	
	■社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要 室久保貞一氏は、金融機関での長きにわたる経験に基づく財務・会計に関する深い知識に加え、埼玉経済同友会専務理事等を歴任され、企業経営に関して深い知見を有しており、社外の独立した視点からその経験に基づく助言・提言をいただくことで、当社の経営の強化及びコーポレート・ガバナンスの向上に活かせると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。 同氏には、指名・報酬委員、経営計画策定委員として当社の役員候補者案や役員報酬案等の決定、長期・中期経営計画及び年度経営計画の策定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくことを期待しております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松井珠江氏、鈴木豊氏、室久保貞一氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者の松井珠江氏、鈴木豊氏、室久保貞一氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
 4. 松井珠江氏、鈴木豊氏、室久保貞一氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって松井珠江氏が10年、鈴木豊氏が7年、室久保貞一氏が3年となります。
 5. 当社は松井珠江氏並びに鈴木豊氏、室久保貞一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

株主提案 第3号議案から第4号議案まで

第3号議案と第4号議案は、1名の株主様からのご提案によるものであります。議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。**当社取締役会は、これらの議案に反対しております。反対理由については、12頁をご参照ください。**

<株主提案>

第3号議案 剰余金処分の件

1. 議案の要領

年間の配当金総額が配当性向60%に相当する金額となるよう、以下の通り剰余金を処分する。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分に関する議案を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア. 配当財産の種類

金銭

イ. 1株当たり配当額

金233円から、本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配額を控除した金額

第72期1株当たり当期純利益金額に0.6を乗じ小数点以下を切り捨てた金額から95円を差し引いた金額（以下、「配当性向60%相当額」という。）が233円と異なる場合は冒頭の233円を配当性向60%相当額に読み替える。

ウ. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当金総額は、1株当たり配当額に2025年2月20日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ. 剰余金の配当が効力を生ずる日

本定時株主総会の日

オ. 配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

2. 提案の理由

本議案は、配当性向60%相当である年間240億円の配当支払いを企図するものです。また、提案者が提案する「自己株式取得の件」とあわせて、総還元性向100%の株主還元実施となることを企図しています。

当社は、事業運営において必要な現預金の水準を売上高の4ヶ月分としていますが、2025年2月期第3四半期末の現預金は売上高の5ヶ月分に達しており、560億円の余剰を抱えています。

また、当社は中期経営計画2027において、2027年2月期までの3年間で1,500億円の営業キャッシュフローを見込み、800億円の成長投資を計画しています。同計画のもと、現行の株主還元方針を維持した場合、現預金の更なる積み上がりが見込まれます。

当社の卓越したキャッシュフロー創出力を踏まえれば、これ以上の現金の積み上げは不要であり、最低限の還元水準として配当性向60%が適当であると考えます。

<株主提案>

第4号議案 自己株式取得の件

1. 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数250万株、取得価額の総額金160億円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

2. 提案の理由

本議案は、親会社株主に帰属する当期純利益の40%相当である年間160億円の自己株式取得を企図するものです。

また、提案者が提案する「剰余金処分の件」とあわせて、総還元性向100%の株主還元実施となることを企図しています。

当社は、事業運営において必要な現預金の水準を売上高の4ヶ月分としていますが、2025年2月期第3四半期末の現預金は売上高の5ヶ月分に達しており、560億円の余剰を抱えています。

当社の卓越したキャッシュフロー創出力を踏まえれば、これ以上の現金の積み上げは不要であり、配当性向60%の配当に加えて、当期純利益の40%相当の自己株式取得を実施することが適当と考えます。

なお、当社の過剰な現預金水準を是正するためには、本来、総還元性向100%以上の還元が求められます。

(会社注) 以上は株主様から提出された株主提案書の議案の要領及び提案の理由をそのまま記載したものであります。

＜第3号議案及び第4号議案に対する取締役会の意見＞

取締役会としては、本議案に「反対」いたします。

◇反対理由

本株主提案の第3号議案及び第4号議案の提案理由が、ともに総還元性向100%の株主還元実施となることを企図したものであるため、両議案に対してまとめて反対の理由を述べます。

当社は、経営理念のもと「社員、お客様、取引先、株主、社会にとって【いい会社】を造ります」という経営ミッションを掲げております。これは、ESG課題への取組みを通じて、全てのステークホルダーに対して、価値を創造することで、持続的な社会の実現を目指すというものです。

社員には安定した生活と職場環境を提供し、お客様には快適にお買物を楽しんで頂くための店舗の環境整備と高品質・高感度な商品を低価格で提供し、お取引先とは公平なお取引と長期にわたる成長を共に目指しています。

そして、株主には、安定した財務基盤を確保しつつ、積極的な成長投資により持続的な業績向上を図ることで、継続的な増配と、安定的な還元で報いることを基本方針としております。

そのうえで、当社は2024年度を初年度とした中期経営計画2027(以下「当中計」という)の策定にあたり、該当する3年間の事業計画や企業価値向上のための成長投資と、リスクへの備えや機動性を考慮した内部留保とのバランスについて取締役会で十分検討しました。その結果、当社取締役会は、持続的な成長のための財務基盤の安定と事業拡大のための成長投資は最重要課題と考え、経営資源に占める成長投資の比率を50%程度と強化するとともに、株主還元方針を配当性向35.0%程度、自己資本配当率(DOE)3.0%程度と強化する方針を決議しました。

さらに、2025年2月期第3四半期の決算発表時には、経営資源に占める50%程度を配分する既存事業への成長投資の内訳を開示しました。同時に、検討しているM&Aや新規事業、海外事業等への新規投資は、当中計期間の内部留保から配分する方針を説明しました。新規投資の金額が内部留保を超える場合も、株主還元を減らさず、既存の内部留保から充当します。

したがって、当中計の資本政策は、本株主提案で提案者が懸念する「現預金の更なる積み上げ」を目的としたものではありません。ただし、計画進行にともない年度単位での現預金増加の可能性があるものの、慎重な投資判断のもと実施する方針であることをご理解ください。

以上の理由から、総還元性向100%を企図する第3号議案及び第4号議案は、当社の中長期的な経営課題の達成に支障をきたす恐れがあると同時に、株主への将来にわたる安定した株主還元を困難にする懸念を生じさせるものと考えます。

かかる理由により、当社取締役会としては、本株主提案が当社の中長期的な持続的成長の妨げになると判断し、反対の意思を表明いたします。

しかしながら、当中計で定めた資本政策については随時取締役会で審議し、当社の経営状況や株式市場の変化に応じて、必要があれば変更するものと考えています。

(ご参考)

役員の指名基準

<取締役候補者の指名基準>

当社の取締役候補者は、以下の基準を充足する者であって、取締役会のメンバーとして、経営理念の実現に貢献することができる知識・能力・経験を有していると考えられる者の中から、指名・報酬委員会で審議したうえで、取締役会の決議により指名します。

なお、社外取締役の候補者については、会社法に定める社外取締役の要件を満たす者であって、下記4. に代えて、下記5. の基準を充足する者の中から3名以上を指名します。

1. 取締役としての職務を遂行するうえで必要な強い意思と高い能力を有していること。
2. 当社の取締役としてふさわしい人格及び識見を有していること。
3. 当社の取締役に求められる役割・職責を適切に果たすうえで必要な時間・労力を確保できること。
4. 当社グループの事業及び経営環境の深い理解に基づき、当社の経営戦略の策定及び実行に貢献できる知識・能力及び幅広い経験を有していること。
5. 企業経営、学術、財務会計、法律その他の分野における高い専門的知見または豊富な経験を有し、独立した客観的な観点からの職務の遂行が期待できると認められること。

<社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準>

当社は、次のいずれの事項にも該当しない者について、独立性が認められる者と判断します。

1. 現在または過去10年間に於いて、当社またはその子会社の業務執行者となったことがある者（会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者。以下本基準において同じ）。
2. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者。（注）
3. 当社の主要な取引先またはその業務執行者。（注）
4. 当社からの役員報酬以外に、その者の直近事業年度において1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（金銭その他の財産を得ている者が法人、団体である場合は、当該団体の売上高または総収入の2%を超える金額を当社から得ている団体に所属する者）。
5. 過去3年間に於いて上記2. から4. に該当していた者。
6. 当社の議決権の10%以上を実質的に保有する者またはその業務執行者。
7. 上記1. から6. までの掲げる者の配偶者及び二親等以内の親族。
（注）「主要な取引先」とは、直近事業年度の取引額が、当社または当該取引先の年間売上高の2%以上を占める者。

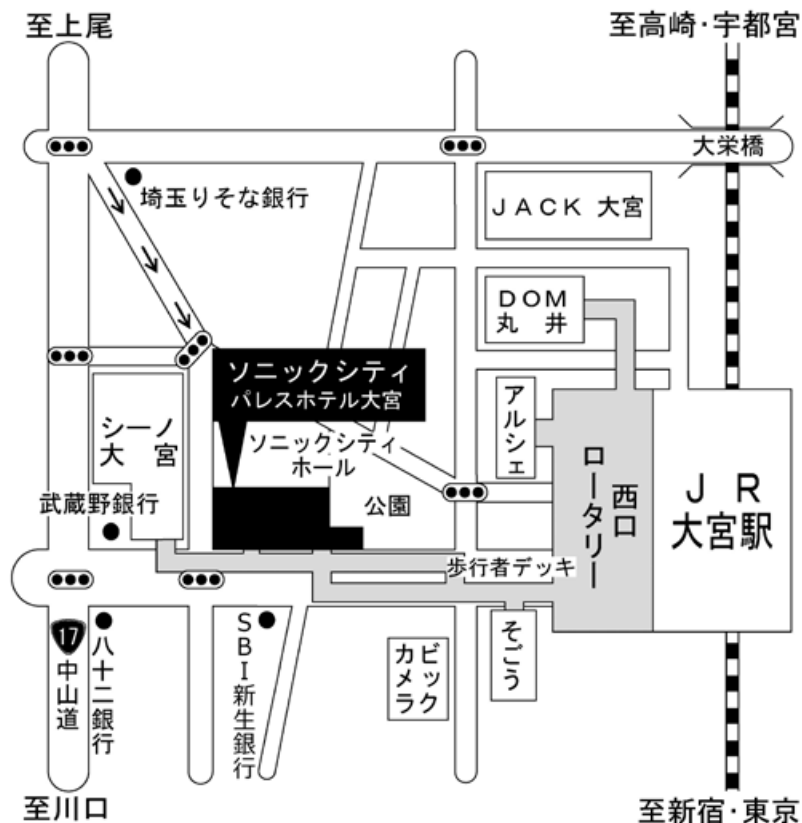
(ご参考) 取締役会に期待するスキル

本定時株主総会後の取締役（予定）

氏名	企業経営	商品 マーケティング	DX・IT	財務・会計	法務 コンプライアンス リスク管理	組織・人材	ESG
鈴木 誠	○		○	○	○	○	○
高橋 維一郎	○	○	○				○
中平 貴士	○	○					○
辻口 芳輝	○	○					○
上田 肇	○	○					○
松井 珠江	○	○			○	○	○
鈴木 豊	○	○			○	○	○
室久保 貞一	○			○	○	○	○

以 上

株主総会会場ご案内図



会場 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5
ソニックシティ
パレスホテル大宮 4階「ローズルーム」
電話 048-647-3300

(お願い)

駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。

最寄駅「J R大宮駅」(西口)より徒歩約5分

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。